

【重要：新型コロナウイルス感染症】ナイジェリアの新たな検疫措置（ワクチン接種者に対する緩和）

在ナイジェリア日本国大使館
令和3年10月16日

【ポイント】

15日、ナイジェリア政府は、ナイジェリア入国にあたりワクチン接種を完了している渡航者については到着後7日間の自主隔離を免除するなどの新たな検疫措置を発表し、10月25日からこれらを適用すると発表しました。その他の変更点を下記に示しますのでご注意ください。

【本文】

1 ナイジェリア新型コロナウイルス対策大統領運営委員会が10月15日発表した新たな検疫措置は以下のとおりです。この措置は10月25日から適用されるということです。

なお、同委員会の発表では、どのようにワクチン接種完了を証明するのか、また、適用されるワクチンの種類、ワクチン未接種の子供への適用など詳細が含まれていませんので、関連情報入手次第、お知らせいたします。また、これまで、渡航前に登録する検疫ポータルサイト (<https://nitp.ncdc.gov.ng/onboarding/homepage>) の不具合、航空会社への案内の不徹底など問題が報告されていますので、同措置適用直後の渡航においては御注意ください。

(1) ワクチン接種完了済みの場合

- 搭乗72時間以内のPCR陰性証明を提示
- 入国後7日間の自主隔離は免除
- 入国2日目にPCR検査を受検

(2) ワクチン接種を完了していない場合

- 搭乗72時間以内のPCR陰性証明を提示
- 入国後7日間の自主隔離
- 入国後2日目及び7日目にPCR検査を受検

(3) 滞在7日未満の出張者（公務を含む。）

- ワクチン接種を完了した上で上記1に準ずる

※公表資料：<https://www.ng.emb-japan.go.jp/20211015.pdf>

2 今後も当国を含め各国で新たな水際対策措置が講じられる可能性が考えられますので、引き続き乗り継ぎ国を含め渡航先の最新の情報を入手していただくとともに、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○ 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ： <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール： visanigeria@la.mofa.go.jp